

2026年 3月24日

大分県教育長

山田 雅文 様

日本労働組合総連合会大分県連合会

会 長 石本 健二

要 請 書

貴職におかれましては、大分県教育行政の発展と向上にご尽力されていますことに対し、深く敬意を表します。

さて、昨年の連合大分春季生活闘争は、全体的には連合本部の全国平均を上回り、2年連続5%を超える賃上げとなったものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は依然として低迷しています。多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持ってこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができます。そのためには、2025闘争における賃上げの流れを定着・拡大させる必要があります。

また、超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避であるなか、将来にわたり人材を確保・定着させ、生産性を高めていくには、継続的な「人への投資」による有期・短時間・契約等労働者を含めた雇用安定や処遇改善が必要です。

このようななか、学校教育におきましても、子どもたちがより質の高い知識・意識を習得・醸成していくために、子ども・子育て支援の充実や待機児童解消等の財源確保に向けた取り組み、教育の機会均等実現に向けた教育の無償化・奨学金の拡充に向けた取り組みが重要となります。

また、これまで中央教育審議会において議論・答申されてきた「学校における働き方改革」について、「勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進」「勤務時間の上限に関するガイドラインの徹底」「学校の労働安全衛生管理」等、業務面、精神面両面の負担を減らすための具体的な取り組みを推進していかなければなりません。

連合大分としても不登校児童・生徒やヤングケアラーの増加、教職員のメンタル不調など教育現場を取り巻く課題を十分に認識し、将来を担う子どもたちの健全な成長と併せ学校職場で働く者の長時間労働の是正、あらゆるハラスメント対策、心理的安全性の高い職場づくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向け取り組むため、以下の事項の実現に向け要請致します。

こうした状況のもと、以下の事項の取り組みについて要請致します。つきましては、要請内容の実現に向けてご尽力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. 家庭の経済格差が教育機会の格差を生まないよう、教育にかかる費用の無償化を推進し、すべての子どもが学ぶための教育機会の保障と環境整備を進めるべく、就学援助制度の維持・拡充や給付型奨学金の拡充など、公的奨学金制度を充実させるとともに、奨学金返済支援制度を拡充すること。
2. 教職員の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、それが教育の質の確保につながることから、この間行われてきた働き方改革関連法及び改正「給特法」をめぐる議論を踏まえ、学校の働き方改革をより一層進めるために、限度時間を超える場合の健康確保措置も含め、以下のことについて取り組むこと。
 - (1) 学校が担っている業務について、①学校以外が担うべき業務 ②教員以外が積極的に参画すべき業務 ③教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務の3分類に基づく業務適正化の徹底をはかり、休憩時間中の勤務やいわゆる「持ち帰り仕事」をさせないこと。また、タイムカードなどにより、教員が業務に従事している時間を「在校等時間」として客観的な勤務時間管理を徹底した上で、教員の長時間労働を是正すること。
 - (2) 過労死ラインを超える時間外労働（月 80 時間）を早急に解消するとともに、上限（原則月 45 時間、年 360 時間）の徹底、さらには中教審が新たに示した 2029 年度までに月 30 時間程度への縮減に向けて、各学校が遵守できる環境を整備し、実効性を確保すること。
 - (3) 精神疾患をはじめ、健康不安などを抱える教職員数の増加や現職死亡の実態が改善されていない現状をふまえ、疾患を抱える教職員に、治療と仕事の両立を支援する環境整備のさらなる徹底に努めること。
3. 若者の人材確保の観点において、高校生や大学生などの若年者と企業とのマッチング機会や企業情報の提供を通じた県内就職の促進をするために、大分県商工観光労働部と連携して県内就職希望者の雇用確保に取り組むこと。また、教職員の人材確保については、大分県での教職員を希望するもののためにも採用試験日の調整や大学と連携したうえで確保に努めること。
4. 正規採用で勤務する教職員の賃金・労働条件を改善すること。また、臨時および非常勤で勤務する教職員の賃金・労働条件・正規との待遇差を改善するとともに、正職員への転換を積極的に進めること。
5. カスタマー・ハラスメントや就活生などに対するハラスメントを含むあらゆるハラスメント対策や、ジェンダー・バイアス（無意識を含む性差別的な偏見）などの差別禁止に向けた普及啓発に取り組むこと。加えて、LGBT理解増進法で定める、性的指向・性自認に関する差別の禁止、望まぬ暴露であるいわゆるアウティングならびにカミングアウトの強制の防止をはじめとするハラスメント対策やプライバシーの保護に向けた普及啓発に取り組むこと。